

金 抜 設 計 書		検 算		設 計	
業 務 番 号	建管台委第4号				
業 務 名	道路台帳システム移行業務委託				
業 務 場 所	北秋田市全域				
設 計 額	. - （内消費税額 . -）				
設 計 概 要 1. 既存道路台帳システム移行 N=1 式 2. 既存道路占用システム移行 N=1 式 3. 道路施設管理システム導入 N=1 式					
工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで					

道路管理システム移行業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条 目的

本業務は、市道管理業務をより効率的かつ適正に行う為に、既存の道路管理システム及び道路占用管理システムを効果的かつ安定的な利用の継続と活用促進を図る為、クラウド化を実施し、同一の利用環境で利用できる道路施設を管理するシステム導入することを目的とする。

第2条 準拠する法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規および条例等に準拠し、作業を実施しなければならない。

- (1) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
- (2) 道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省第25号）
- (3) 国土交通省公共測量作業規程（平成14年3月20日国国地発第406号）
- (4) 北秋田市測量作業規程
- (5) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
- (6) 北秋田市財務規則
- (7) 北秋田市財務規則および関係条例
- (8) 北秋田市情報セキュリティポリシー
- (9) その他関係法令、規則、通達等

第3条 適用範囲

本業務の実施にあたっては、北秋田市（以下、「発注者」という。）の意図および目的を十分理解し、本仕様書に準拠して行うものとする。また、仕様書に対する疑義および仕様書に定めのない事項が発生した場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

第4条 実施計画

本作業の実施にあたって、作業着手前に発注者と受注者は十分な打合せを行い、実施計画書を発注者に提出し承認を受けるものとする。また、実施計画書には、次の各号に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 作業工程および技術者名（作業経歴書）
- (2) その他参考となる事項

第5条 主任技術者

- 1 本業務においては、本 GIS の導入等の実務経験を有する者を主任技術者として配置するものとする。
- 2 担当技術者は北秋田市の道路台帳に精通する技術者を配置するものとする。

第 6 条 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、データの授受に関しては、セキュリティを最大限に考慮した専用回線（LGWAN 等）を利用することが可能など、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。

受注者は、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）およびプライバシーマークに審査登録がなされているものとし、作業着手前にそれを証明する資料等を提出するものとする。

第 7 条 提出書類

本作業の遂行にあたって受注者が発注者に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 主任技術者届
- (4) 情報セキュリティ関連認証資格証明書（複写）
- (5) 実施計画書
- (6) 完了届
- (7) その他必要とする書類

第 8 条 損害賠償

クラウドサービス本体以外の設定や作業内容についての過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示する修正、補足その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 9 条 納期、納入場所および賃貸借期間

- (1) 納入場所 北秋田市 建設部 建設課
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日 ～ 令和 8 年 3 月 1 9 日

第 1 0 条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下の通りとする。

- (1) 既存道路管理システムデータベース

- (2) 既存道路占用管理システムデータベース
 - (3) 照明灯台帳データ、標識台帳データ、点検結果データ（Excel データ）
- 上記システムは、(株)パスコ社製 PasCAL 道路、PasCAL 道路占用とする。

第2章 業務内容（共通）

第11条 計画準備

計画準備は、業務着手時に業務を円滑に実施する為に、工程計画及び人員配置等の実施計画書の作成を行うものとする。なお、実施計画の作成は既存道路占用管理システム（PasCAL）のデータベース形式等を十分に把握し計画の立案を行うものとする。

第12条 セットアップ・動作確認

本業務で移行する各システムの環境設定及びセットアップを実施する。詳細については発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(1) 動作検証

構築したシステムについて、発注者の環境下で動作検証を行うものとする。また、カスタマイズやデータ加工を要さない範囲で、必要な調整を行うものとする。

動作検証により不具合が生じた場合は、受注者の責任において解消を行うものとする。

第13条 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、原則6回（初回、中間4回、納品）とするか、業務の状況に応じて適宜リモートや電話・メール等の手段を活用し効率的に実施するものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに打合せ記録簿を作成し提出するものとする。

第14条 マニュアル作成・操作説明

本業務でのシステム移行に伴い、システムの操作説明を実施するものとする。実施内容については、以下の内容を原則とし、庁内での利用状況に応じて、協議のうえ決定するものとする。

(1) 操作説明

- 1) 運用開始当初にシステム操作説明を担当職員対象として実施する。
- 2) 操作マニュアルを準備し提供を行う。

なお、通常事務時間内における操作方法や機能についてはオンラインマニュアルの提供のほか質問については、専用のサポートセンターにフリーコールまたはメールにより受け付けるものとする。

第3章 業務内容（道路台帳システム）

第15条 調書データ調整

調書データ調整は既存道路台帳データベースより、北秋田市で保有する道路台帳様式全てに係る項目について、システム移行に際し必要となるデータベース項目の確認及び調整を行うものとする。なお、原則として移行する調書データは既存道路管理システムに搭載されている全ての項目とする。

第16条 図形データ調整

図形データ調整は、北秋田市で運用する道路台帳図に記載されている項目全てと、それらを構成するデータベースを指し、移行するシステムへ必要となる項目の調整を行うものとする。

なお、移行する図形データと調書データはシステム上で一元管理を行う為、それらのデータが連携しているものとする。

第17条 データ移行

データ移行は、前条にて調整を行ったデータ（調書、図形）について移行するGISへのデータベース移行を行うものとする。

原則、データ移行は本市道路交付税算定の根拠資料となる為、業務の一貫性が必須な耐え、データベース形式の変換を行ってはならない。

またデータ移行は、図式、シンボル、台帳図の表現等については既存道路管理システムを必ず踏襲するものとし、移行漏れや、移行伴うデータの不具合を生じないように既存道路台帳を利用し、調書、台帳図と目視比較調査を行い全て問題が無いことを監督員へ報告し後続作業を実施するものとする。

データの不具合等が生じた際には受注者の責任において、不具合の解消を行うものとする。

第4章 業務内容（道路占用）

第18条 占用条例単価・業者・その他マスタデータ移行

各種マスタデータ移行は、占用条例単価、業者、その他マスタの設定を既存システムに合わせて行うものとする。占用料金計算は月割計算を含む自動計算が可能なよう、端数処理等のルールについて発注者と協議の上設定することとする。

第19条 申請データ移行

申請データ移行は、既存道路占用管理システムに搭載されている過年度データについて、新システムへデータ移行を行うものとする。移行を行う際は、既存システムのデータベース形式（PasCAL 形式）より変換を行わず実施するものとする。

ただし移行するデータは、発注者と協議を行い移行するデータを決定するものとする。

第20条 ファイリングデータ移行

ファイリングデータ移行は既存道路占用管理システムにて搭載されている各画像データ等について、新システムへ移行を行うものとする。前条と同じく、既存データベース形式を必ず踏襲し行うものとし、移行を実施するデータは発注者と協議し実施するものとする。

第5章 業務内容（道路施設管理システム）

第21条 GIS データ整備

発注者が貸与する資料より、橋梁、照明灯、道路標識の位置データを作成する。

橋梁については既存道路管理システムよりデータ移行を行い、照明灯および標識については位置図より位置データの整備を行うものとする。

第22条 台帳データ整備

発注者が貸与する資料より、橋梁、照明灯、道路標識の台帳データを整備する。

橋梁については既存道路管理システムよりデータ移行を行い、照明灯および標識についてはエクセル形式の各データより台帳データの整備を行うものとする。

第23条 ファイリングデータ移行

橋梁、照明灯、道路標識のファイリングデータについて、台帳データと紐づけてシステムに搭載する。

ファイリングデータの種類、数量および提供方法については、発注者と協議の上決定する。

第24条 点検管理項目の設定

橋梁、照明灯、道路標識の点検結果を、道路施設管理システムで管理できるように、発注者が提供する点検項目に従い、道路施設管理システムに点検管理項目を作成する。

第6章 道路管理システムクラウドサービス概要

第25条 概要

本業務で構築を行うシステムはクラウドサービスとし、下記内容とする。

サービス提供方式：LGWAN-ASP 方式

第26条 システム要件

クライアント及びデータセンターの要件は下記の通りとする。

(1) 動作環境クライアント要件

1) ブラウザ

- ・Microsoft Edge (Chrome 版) 最新第3世代 (メジャーバージョン) まで
- ・Google Chrome 最新第3世代 (メジャーバージョン) まで

2) PC環境

- ① Windows 11
- ② Core i3 2.6GHz/2 コア相当
- ③ 4GB 以上
- ④ 回線速度 10Mbps 以上

(3) データセンター要件

- 1) データセンターは日本国内にあること。
- 2) 施設が耐震 (免震) であること。震度 7 以上の地震に耐えられ建物の倒壊、崩壊の恐れがないものであること。
- 3) 防水対策が取られている事。サーバールームは、設備機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガスの消化設備を備えていること。
- 4) 避雷対策がとられていること。JIS 規格に準じた避雷施設に加え、内部雷保護システムに対応した雷対策を生じること。
- 5) 24 時間 365 日稼働対応していること。
- 6) 電力会社から 2 系統以上で受電している事。停電時に非常用発電設備を有し、発電設備がサーバ機器に電力供給可能になるまで、十分な容量を保持する無停電電源装置が設置されていること。
- 7) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) 適合性評価制度の認定を受けていること。
- 8) データセンターへの入退室管理が有人とセキュリティ管理システムを合わせて行っていること。
- 9) 入退室管理は生体認証や監視カメラの設置等の対策が講じられていること。
- 10) サーバ、ファイアウォール機器の通信機器等は二重構造化とし、システム停止がないよう対策を講じること。

- 11) バックアップ機器を備えていること。障害発生時は迅速にデータ復旧が可能であり、バックアップ先についてもセキュリティ対策を十分に講じていること。

第27条 運用支援

本業務期間内において、システム利用を円滑に行えるように必要に応じ、操作説明、データ運用の助言、アドバイス等のサポートを実施するものとする。

(1) サービスの利用環境の提供

本サービスを本業務履行期間中、安定的に使用可能な状態を維持することとし、24 時間 365 日サービス提供を行うものとする。また、サービスレベルについては、受注者が規定する「サービス提供に関するサービスレベルアグリーメント (SLA) (以下、「SLA」という)」を提示するものとし、SLA の内容は、本サービスの運用上の問題点等が発生した場合は見直しを行うものとする。

(2) ヘルプデスクの設置

操作方法についての問い合わせ窓口 (以下、「ヘルプデスク」という) を設置する。ヘルプデスクでは、電話及び電子メールによる対応とし、受付時間帯は平日 (土・日、休日等、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 4 日まで) を除く) の 8:30 ~18:00 とし、発注者からの電話・メールによる問い合わせに対応する。なお、メールによる問い合わせの受付は 24 時間 365 日受付可能とする。

(3) 対応内容

操作方法、機能に関する問い合わせ及びインシデントの一次窓口とする。

(4) サポートサイト

システムの FAQ、他ユーザ団体の利用事例、操作手順書、簡易マニュアル等を配信するサイトを用意するものとする。

第4章 成果品

第28条 成果品

本業務の成果品は以下の通りとする。

- (1) 道路管理システム
- (2) 道路占用管理システム
- (3) 道路施設管理システム
- (4) 上記操作マニュアル

1式

なお、システムの運用開始日は令和 8 年 4 月 1 日以降と予定しているが、発注者と協議の上、決定するものとし、既存システムとの移行期間 (併用期間) を十分に確保した工程により実施するものとする。

設計内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路台帳システム移行業務委託						
共通						
計画準備		式	1.0			第1号単価表
セットアップ・動作検証		式	1.0			第2号単価表
打合せ協議		式	1.0			第3号単価表
マニュアル作成・操作説明		式	1.0			第4号単価表
成果品作成		式	1.0			第5号単価表
道路台帳システム移行						
調書データ調整		式	1.0			第6号単価表
図形データ調整		式	1.0			第7号単価表
データ移行		式	1.0			第8号単価表
道路占用システム移行						
占用料金マスタ移行		式	1.0			第9号単価表
業者マスタ移行		式	1.0			第10号単価表
その他マスタ移行		式	1.0			第11号単価表
申請データ移行		式	1.0			第12号単価表
ファイリング移行		式	1.0			第13号単価表
道路施設管理システム導入						
台帳データ整備		式	1.0			第14号単価表
点検データ整備		式	1.0			第15号単価表
ファイリング設定		式	1.0			第16号単価表
GISデータ整備		式	1.0			第17号単価表
直接人件費計						①
直接経費						
諸経費		式	1.0			
旅費交通費		式	1.0			
直接測量費計						②
小 計						③＝①＋②
消 費 税						
合 計						

第1号単価表		計画準備			1.0 式当り		
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日	2.0			
	測量技師		人日	2.0			
	測量技師補		人日	2.0			
	測量助手		人日	4.0			
	測量補助員		人日				
計							1式当り

第2号単価表		セットアップ・動作検証				1.0 式当り	
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日	3.0			
	測量技師		人日	3.0			
	測量技師補		人日	3.0			
	測量助手		人日	4.5			
	測量補助員		人日	4.5			
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第3号単価表		打合せ協議				1.0 式当り	
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日	6.0			
	測量技師補		人日	6.0			
	測量助手		人日	6.0			
	測量補助員		人日				
計							1式当り

第4号単価表							
マニュアル作成・操作説明				1.0 式当り			
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日	3.0			
	測量技師		人日	3.0			
	測量技師補		人日	3.0			
	測量助手		人日	4.5			
	測量補助員		人日	1.5			
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	10.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第5号単価表		成果品作成			1.0 式当り		
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日	1.0			
	測量技師		人日	3.0			
	測量技師補		人日	3.0			
	測量助手		人日				
	測量補助員		人日	1.5			
機械経費			%	5.0			直接人件費に対し
材料費			%	10.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第6号単価表		調書データ調整				1.0 式当り	
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日	2.0			
	測量助手		人日	4.0			
	測量補助員		人日				
機械経費			%	5.0			直接人件費に対し
材料費			%	5.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第7号単価表		図形データ調整			1.0 式当り		
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日	1.0			
	測量技師補		人日	2.0			
	測量助手		人日	2.0			
	測量補助員		人日	2.5			
機械経費			%	5.0			直接人件費に対し
材料費			%	1.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第8号単価表							
データ移行				1.0 式当り			
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日	1.0			
	測量技師補		人日	2.0			
	測量助手		人日	2.0			
	測量補助員		人日	4.0			
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	1.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第9号単価表		占用料金マスタ移行				1.0 式当り	
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日	4.5			
	測量補助員		人日	9.0			
機械経費			%	5.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第10号単価表		業者マスタ移行			1.0 式当り		
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日	3.0			
	測量補助員		人日	4.5			
機械経費			%	5.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第11号単価表		その他マスタ移行				1.0 式当り	
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日	4.0			
	測量補助員		人日	4.0			
機械経費			%	5.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第12号単価表		申請データ移行				1.0 式当り	
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日	2.0			
	測量技師補		人日	4.0			
	測量助手		人日	8.0			
	測量補助員		人日	10.0			
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第13号単価表		ファイリング移行				1.0 式当り	
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日	2.0			
	測量助手		人日	2.0			
	測量補助員		人日	4.0			
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第14号単価表							
台帳データ整備				1.0 式当り			
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日	2.0			
	測量技師補		人日	2.0			
	測量助手		人日	4.0			
	測量補助員		人日				
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第15号単価表		点検データ整備			1.0 式当り		
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日	2.5			
	測量技師補		人日	2.5			
	測量助手		人日	5.0			
	測量補助員		人日				
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第16号単価表		ファイリング設定			1.0 式当り		
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日	2.0			
	測量助手		人日	4.0			
	測量補助員		人日	4.0			
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り

第17号単価表		GISデータ整備			1.0 式当り		
項 目	名 称	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額	摘 要
直接人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日	2.0			
	測量技師補		人日	5.0			
	測量助手		人日	5.0			
	測量補助員		人日	5.0			
機械経費			%	10.0			直接人件費に対し
材料費			%	2.0			直接人件費に対し
計							1式当り